



令和9年度使用
山梨県教科用図書採択に関する答申

令和8年5月

山梨県教科用図書選定審議会

諮問第一項

令和 8 年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和 9 年度使用教科用図書の採択について

諮問第一項

令和8年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」並びに「同法施行規則」の示すことに基づくほか、次により行う。

- ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、県教育委員会の指導、助言又は援助の下、十分な調査研究をした上で採択を行う。
- ・採択地区の市町村教育委員会（市町村の組合を含む。以下同じ）は、採択地区協議会を設け、教科に関する専門的な観点から調査研究を実施し、採択を行う。
- ・採択権者は公正確保の徹底を図るとともに、自らの権限と責任において適正な採択を行う。

1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、生きる力を育むことができる内容や形式になっているか。

(1) 内容

- ①内容が目標を達成させるために適切なものであること。
 - ・知識及び技能を習得させるために適切な配慮がなされていること。
 - ・主体的に学習に取り組む態度を養うために適切な配慮がなされていること。
 - ・基礎的・基本的な内容が適切に取り上げられていること。
 - ・伝統や文化、環境についての学習が進められるよう配慮されていること。
- ②内容が児童生徒の実態や地域の実情に応じ得るよう適切な配慮がなされていること。
 - ・それぞれの児童生徒の障害の状態や発達段階に応じていること。
 - ・児童生徒の生活や経験及び興味や関心に応じていること。
- ③内容の組織・配列・分量が適切であること。
 - ・意欲的な学習が展開できるよう配慮されていること。

(2) 形式

- ①表記や表現が適切であること。
 - ・表現が児童生徒にとって分かりやすいこと。
 - ・図形、挿絵、写真等が児童生徒にとって適切なものであること。
 - ・活字等の大きさ・字間・行間が読みやすく工夫されていること。
- ②装丁が適切であること。
 - ・本の大きさ、紙質等が工夫されていること。
 - ・製本、装丁が丈夫であること。

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

(1) 調査員

山梨県教科用図書選定審議会規則第4条の規定に基づき、専門的な調査研究を行うため、調査員を5人置く。

(2) 調査研究の内容

教科用図書採択権者に供する採択参考資料の作成

(3) 調査研究に対する基本的な考え方

- ① 偏りのない公正な立場で調査研究を行う。
- ② 調査研究の資料を通して、教科用図書の特徴が明らかになるように配慮する。
- ③ 記述に当たっては、教科用図書の内容を具体的に取り上げるようにし、調査員の主観に陥らないようにする。
- ④ 採択の関係者が、見やすく分かりやすいように配慮する。

(4) 調査研究の観点

- ① 一人一人の児童生徒の障害の状態及び特性等に応じて、实际的で具体的な学習が進められるように、教材の選定などについて工夫されているか。
- ② 児童生徒の興味・関心を考慮し、学習意欲を引き出すような内容になっているか。
- ③ 児童生徒の生活や経験に基づいた内容であり、実際の生活に生かすことができるよう配慮されているか。
- ④ 教材の分量・提示の仕方が適切であるか。
- ⑤ 表記・表現・装丁が適切であるか。

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

義務教育諸学校における採択権者は、自らの判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、採択を適切に行うこと。また、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすため、積極的に情報の公開に努めること。

1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合、特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握する中で、適切な教科用図書を採択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ採択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが望ましい。

2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について

採択の協議が整わない場合は、県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定すること。

3 採択の公正確保について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに「同法施行に伴う事務処理に関する通知」に基づいて、県教育委員会は教科用図書採択に関する公正確保についての指導を行うこと。また、市町村教育委員会等各採択権者はそれを受け、教科用図書採択の公正確保に努めること。

(1) 指導の方法及び内容について

① 文書等による指導

「教科書採択における公正確保の徹底等について」等の文書指導を行い、県教育委員会及び市町村教育委員会を通して、各学校における公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

② 説明会等による指導

教科用図書採択に関する説明会等を通して、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

③ 訪問、面接等による指導

指導主事による学校訪問等の折、教科用図書採択の公正確保についての趣旨徹底を図るようにすること。

(2) 情報公開について

採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公開を行うこと。

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和９年度使用教科用図書の採択について

県教育委員会は、県立特別支援学校（小学部及び中学部）において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして、採択を行うものとする。